

埼玉県障害福祉サービス事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第11条第2項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2第1項及び第24条の15第1項の規定に基づく指導に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付、障害児通所給付及び障害児入所給付（以下「自立支援給付等」という。）対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、自立支援給付等対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る通所支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害児入所施設設置者等」という。）、（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、障害者総合支援法施行条例（平成24年埼玉県条例第67号）、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）、児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）、障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月厚生労働省告示第124号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月厚生労働省告示第123号）並びに「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年

9月厚生労働省告示第539号)等に定める自立支援給付等対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(実施機関)

第3条 指導は、福祉監査課で行う。

(指導形態等)

第4条 指導の形態は、原則として、次のとおりとする。

一 集団指導

集団指導は、県が指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、県ホームページの活用による動画配信等の方法により行う。

二 運営指導

運営指導は、県の指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対して、障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

(指導対象の選定)

第5条 指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

一 集団指導

ア 新たに自立支援給付等対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、概ね1年以内に全てを対象に実施する。

イ 障害福祉サービス事業者等のうち、指導内容に応じて集団を選定して実施する。

二 運営指導

ア 障害福祉サービス事業者等のうち、前年度において、運営指導の対象とならなかった指定障害者支援施設等設置者等、指定障害児通所支援事業者等（児童発達支援センターに係るものに限る。）及び指定障害児入所施設設置者等を対象に実施する。

イ 障害福祉サービス事業者等のうち、前年度及び前々年度において、運営指導の対象とならなかった指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等及び指定障害児通所支援事業者等（児童発達支援センターに係るものを除く。）を対象に実施する。

ウ その他、特に知事が必要と認めた障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

(集団指導)

第6条 集団指導は、次のとおり実施する。

一 対象

集団指導は、原則として毎年度の4月1日現在指定を受けている全ての

障害福祉サービス事業者等を対象とする。

二 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時及び指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

三 指導方法

集団指導は、自立支援給付等対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について県ホームページの活用による動画の配信等の方法により行う。

(運営指導)

第7条 運営指導は、次のとおり実施する。

一 対象

運営指導は、障害福祉サービス事業者等のうち、児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、前年度及び前々年度に運営指導の対象とならなかった障害福祉サービス事業者等から選定する。

上記以外については、指定期間内に運営指導未実施の障害福祉サービス事業者等から選定する。

二 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

- ア 運営指導の根拠規定及び目的
- イ 運営指導の日時及び場所
- ウ 指導担当者
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類
- カ その他必要な事項

三 指導方法

運営指導は、「指定障害福祉サービス事業者等自主点検表」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者から面談方式で行う。

また、業務管理体制の整備・運用状況の確認に当たっては、「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を踏まえて実施する。なお、実地でなくても確認できる内容の確認については、オンライン等を活用することができるものとする。

四 指導結果の通知等

運営指導の結果については、別紙「指導区分の判定の基本的考え方」に従い改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通

知を行うものとする。

五 改善報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(指導後の措置等)

第8条 指導後の措置等については、次のとおり実施する。

一 運営指導後の措置

改善報告書で示された改善内容について、実地に確認する必要があるときは、再度運営指導を行うものとする。

二 監査への変更

運営指導中に、以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「埼玉県障害福祉サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

イ 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(情報の開示等)

第9条 指導を実施した場合は、障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報提供を行うとともに、利用者保護の観点からできる限り情報の開示を行うものとする。

2 指導の結果及び改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認める場合を除き、県ホームページに掲載し、県民に広く情報提供する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等の指導についての細目は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月3日から施行する。ただし、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙（第7条関係）

指導区分の判定の基本的な考え方

回答の要・不要	指導内容	指導の区分
I 改善報告書の提出を求め るもの	<p>① 法令（法律、政令、省令、県条例、県規則）違反</p> <p>② 法令の解釈通知に不適合</p> <p>③ 告示に不適合</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 <p>④ 国の通知（②に該当するものを除く。）に不適合</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日厚生労働省部長通知） ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日厚生労働省部長通知） <p>⑤ 県の法令の運用通知又は注意喚起通知に不適合</p> <p>⑥ 社会通念上、不相当と認められる事項</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款その他法人の規則等に照らし、重大な違反又は不備がある場合 <p>⑦ 上記のほか、特に改善報告を求め改善状況を確認することを必要とする事項</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意事項に該当する事項で2回続けて指導しているにもかかわらず、改善への取組が認められない場合 ・ 法令、告示、法令の解釈通知において「努力規定」又は「望ましい」とされている事項又は法令等の適用除外とされている事項について、適用対象とされているものと同様に、特に改善への取組を求める必要があると認めるもの。 	指導事項

回答の要・不要	指導内容	指導の区分
<p>II 改善報告書の提出を求めないもの</p> <p>※ 県として改善報告書を求め、改善状況を確認する必要性が低い事項</p>	<p>⑧ 上記①～⑥のうち軽微な事項</p> <p>なお、「軽微」の該当性の判断は、次の事項を総合的に考慮し行う。</p> <p>a サービス利用者への影響（生命・健康に与える影響、人権侵害の程度など）の大きさ</p> <p>b 故意又は悪質性の有無及びその程度</p> <p>c 反復・継続性の有無及びその程度（不適切な事案の件数の多寡）</p> <p>d 他の事業者に与える影響の大きさ</p> <p>e 施設（事業）の適正な運営の確保に及ぼす影響の大きさ（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令違反や通知不適合など不適切な事項には該当するが、当該事項が利用者への適正なサービスの提供又は施設（事業）の適正な運営の確保に及ぼす影響の大きさ又は改善の容易さ（改善の見込みの有無）を考慮し、県として改善の結果を確認する必要性が低いと認めるもの。 <p>⑨ 上記①～⑥のうち現に改善への取組が行われている事項</p> <p>⑩ 上記のほか、改善報告は求めないが、特に注意喚起を要する事項</p>	<p>注意事項</p>
<p>III I及びIIに当たらない注意喚起・アドバイスなど</p>	<p>⑪ 上記①～⑩に当たらない注意喚起・アドバイス等</p>	<p>助言等</p> <p>※ 通知文書には記載しない。</p>